

◎新潟県告示第863号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、令和7年9月14日から生ずるものとする。

令和7年9月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 区域
上越漁業協同組合の地区のうち旧浦本漁業協同組合の区域
- 2 区分
漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業
- 3 届出年月日
令和7年8月1日